

# 指定製品等に係るラベリング制度の 今後の進め方について

平成26年6月27日

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
オゾン層保護等推進室

# 1. ラベリング制度の検討の進め方について

- 指定製品の判断の基準に基づく法定表示を補完し、また、指定製品等の購入者が直感的に低GWP・ノンフロン製品を選択できるような分かりやすい表示として、ラベリング制度を導入する。
- 具体的には、指定製品ではないものの関連するフロン類使用製品への活用や、よりGWP値の低い新商品の差別化なども視野に入れた多段階表示を利用し、また、既存の省エネ法ラベリング制度と本制度の類似性を踏まえ、JISにより定めることとしてはどうか。

## ラベリング制度の対象製品

- 全ての指定製品を対象
- また、コンデンシングユニットに接続される冷凍冷蔵ショーケースなどの関連製品への使用を検討

## ラベリングの使用場所

- 商品選択の際に活用されるものであることから、当該製品が掲載されたカタログ（当該製品の製造業者等のホームページに掲載される電子カタログの他、カタログ通販やインターネット販売で用いる場合も含む）
- また、商品選択時の実態を踏まえ、製品それ自体や梱包材などが考えられる。

## 2. 多段階表示の方法

- 本ラベリング制度においては、多段階で環境影響度を表現するよう制度検討を進める。
- 多段階表示における段階の設定方法は、指定製品ごとの目標値に対して、製品に使用されているフロン類等がどの程度の環境影響度を有するのか、容易にかつ直感的に判別できるものとするべきではないか。また、よりGWP値が小さい新商品開発の努力が評価される観点やノンフロン製品が差別化されるものとするべきではないか。
- 一方で、同じフロン類等が異なる区分の製品にも使用されることや状況変化による目標値の改定、GWP値の見直しなどについても考慮しつつ、先行導入されている類似制度の省エネ法のラベリング制度と同様に「指定製品ごとの目標値を基準とした方法」により検討を進めることとしてはどうか。

目標値

### 多段階表示の基準設定案

①目標値を超えるもの	②目標値から目標値の50%を超えるもの	③目標値の50%以下からGWP値100を超えるもの	④100以下のもの	⑤フロン類以外のもの(CO <sub>2</sub> やHFO)
------------	---------------------	---------------------------	-----------	----------------------------------

(家庭用エアコンディショナーの場合)

750超え	750以下375超え	375以下から100超え	100以下	自然冷媒等
-------	------------	--------------	-------	-------

- 具体的な基準設定は、製品ごとの代替となるフロン類の種類等を勘案し、製品ごとに段階数を変えて設定することも含め、当該製品の製造業者等の意見を踏まえて検討する。

# 【参考】指定製品ごとの多段階表示の例

指定製品の区分	環境影響度の目標値	多段階表示の段階案及び当該区分のフロン類等				
		①目標値を超えるもの	②目標値以下から基準値の50%を超えるもの	③目標値の50%以下からGWP100を超えるもの	④GWP値100以下のもの	⑤ノンフロンのもの
家庭用エアコン ディショナー	750	R410A(2090)	R32(675)	NEDO開発の 新ガス	○	○
店舗・オフィス用エ アコンディショナー	750	R410A(2090)	R32(675)	NEDO開発の 新ガス	○	○
コンデンシングユ ニット及び定置式 冷凍冷蔵ユニット	1500	R404A(3920) R410A(2090) R407C(1774)	○	○	○	CO <sub>2</sub> (R744)(1)
中央方式冷凍冷 蔵機器	100	R404A(3920)	—	—	○	アンモニア(R717) (一桁)
自動車用エアコン ディショナー	150	R134a(1430)	HFC・HFO混合の 新ガス(130程度)	—	○	R1234yf(1)
硬質ウレタン フォームを用いた 断熱材	100	HFC-245fa(1030) HFC- 365mfc(795)	—	—	○	CO <sub>2</sub> (1) HFO-1233zd(1)
ダストブロワー	10	HFC-134a(1430) HFC-152a(124)	—	—	—	CO <sub>2</sub> (1) DME(1)

○ : 段階設定の可能性のあるもの

※上記は、現在使用されているフロン類、及び代替が検討されているフロン類代替物質を記載したもの

### 3. ラベリングデザインの考慮要素等

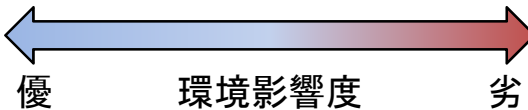
- ラベリングに盛り込むべき要素としては、①目標値の達成・未達の別、②目標値を満たす場合の超過の程度、③当該目標値に対する目標年度などが考えられる。
- また、デザイン検討にあたり、前提知識がなくとも善し悪しが判断できるよう、①モノクロ表示に対応できるものであること、②シンプルなものであること、また、③多段階表示であってもカタログ等で表示しやすいサイズであること、④省エネ法のEマーク等の他のラベルがある場合に消費者が混同しないように工夫されたものであることなどについて留意すべきではないか。
- また、デザイン案の作成にあたっては、広く国民にデザイン公募を行うなど、一般に定着しやすいデザインとなるよう検討を行う。

#### デザインイメージ

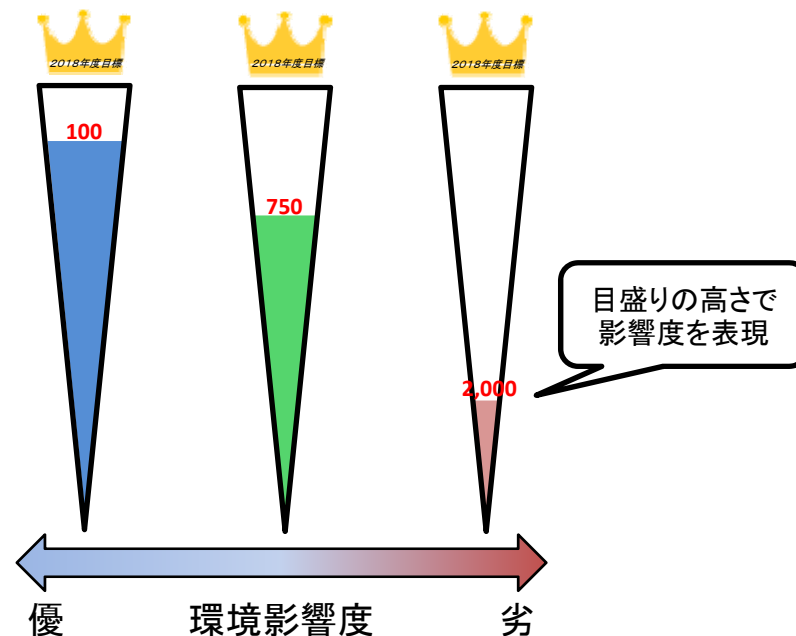
##### アルファベット等による表記



##### デザイン変化による表記



#### 目盛りなどの変化による表記



## 4. 指定製品の関連製品での表示について

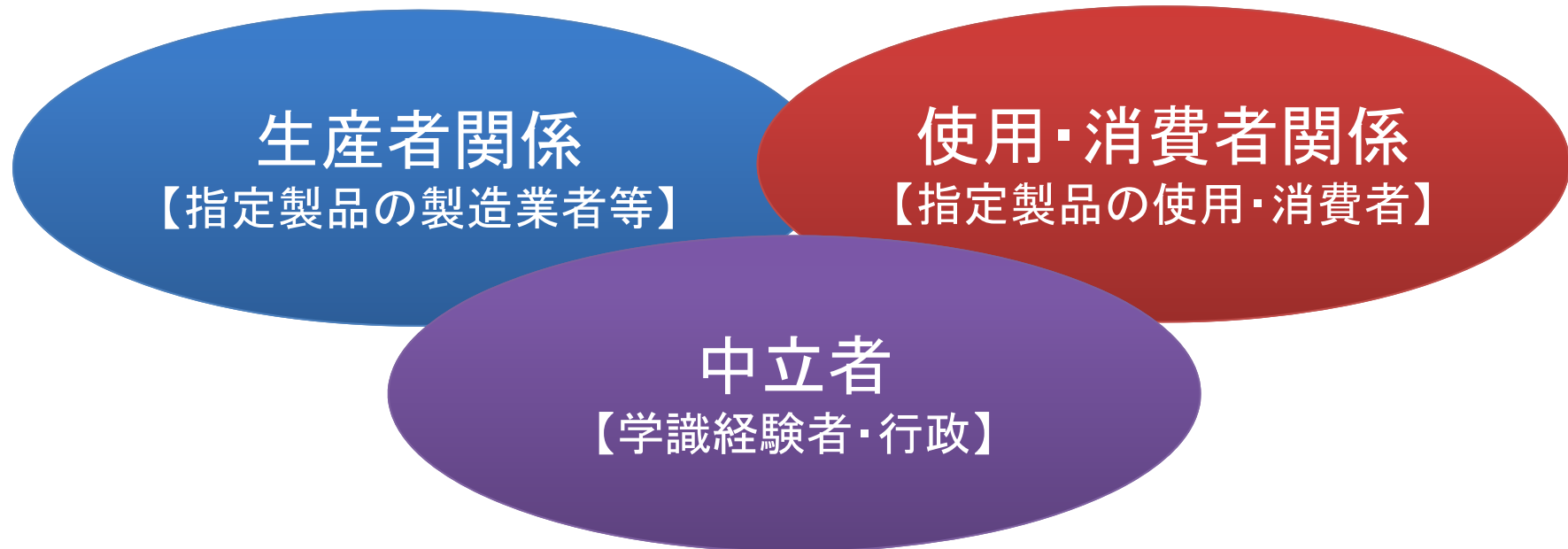
○ラベリングはカタログに表示するが、指定製品の関連商品として、コンデンシングユニットに対する冷凍冷蔵ショーケースや、ダストブロワーのうち不燃性限定用途の製品などへの表示も検討する。



## 5. ラベリング制度の検討体制について

- ラベリング制度をJISで定める場合、生産者等の業界団体を中心として、JIS原案作成委員会を設置し、検討を進めることとする。
- また、JIS原案の審議は、生産者のみではなく、広く関係者が参画することで実態的なものとするための検討体制が必要であり、学識経験者及び使用・消費者等からの参画を得ることとする。

### JIS原案作成委員会の委員構成



※最も多くの指定製品を所管する日本冷凍空調工業会を原案策定機関として検討を進める。  
※生産者と使用・消費者の委員数は同数にする必要がある。

## 6. 今後の検討スケジュール

- 改正フロン法に基づく指定製品制度は、平成27年4月からの施行を予定していることから、早急にラベリング制度についても検討を行う必要がある。
- このため、JISの制定には工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会における審議を経る必要があるなどの一定の時間を要するが、原案検討の段階から関係する業界団体の参画を得ることで、JIS策定の事前からラベル使用の準備を進めることでより早期の活用を目指す。

- |          |                                                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成26年7月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・JIS原案作成委員会設置</li><li>・JIS原案の検討開始</li><li>・日本規格協会のJIS策定支援制度へ応募</li></ul>   |
| 8月～27年3月 | <ul style="list-style-type: none"><li>・JIS原案作成委員会においてJIS原案検討<br/>※冬頃に産構審フロン類等対策WGを開催し、中間報告を行う。</li></ul>         |
| 平成27年3月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・JIS原案完成</li><li>・日本規格協会を通じ、経産省基準認証ユニットに提出</li><li>・日本工業標準調査会へ付議</li></ul> |
| 平成27年9月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・JIS制定予定</li></ul>                                                         |

